別紙

納税証明書（滞納のない証明書）の提出について

・納税証明書（滞納のない証明書）（以下、「納税証明書」という）の提出は、市町村民税の滞納がない旨の確認が目的です。

・納税証明書を取得する前に、あらかじめ**右記フロー図**を参考に、誰の（団体又は代表者個人）納税証明書を取得する必要があるのかを確認して下さい。

・発行3ヶ月以内のものを提出して下さい。

・税目・税額の表示は不要です。

・令和８年１月１日に住所（住民）登録のある市区町村役所で取得して下さい。ただし令和８年度中に転居がある団体は、個別にご相談してください。

【注意】取得先は都道府県税事務所や国税事務所、税務署ではありません。
※マイナンバーカードをお持ちの方はコンビニでも取得できます。
※那覇市での納税証明書の発行は那覇市役所本庁3階市民税課及び3支所（首里支所・真和志支所・小禄支所）でも行っています。

・納税証明書を取得する際に必要な書類（委任状、来庁者の身分証明書等）、取得可否、受付時間などは各取得先にご確認下さい。

